

中小企業者向け物価高騰等対策

電気代・ガス代・燃料費 に対する 補助金を交付します

坂町物価高騰等中小企業支援緊急対策事業補助金（第2期）のご案内

坂町では、原油価格及び物価高騰等により事業活動に影響を受けている町内事業者に対し、今後の事業継続を支援するため、令和5年分又は直近の事業年分の光熱費・燃料費の一部に相当する額を補助金として交付します。



詳細な要件等はこちら



対象事業者

次に掲げる要件を全て満たす法人及び個人事業主

- ① 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること
- ② 町内に本店若しくは本社等があり、事業所・工場・店舗・施設などを運営していること
- ③ 令和5年4月2日以前に開業し、直近の申告を完了し、事業収入を得ていること
- ④ 今後も事業を継続していく意思があること
- ⑤ 個人事業主の場合、坂町民であること。また、副業として行っている事業活動でないこと
- ⑥ 町税等を滞納していないこと



補助金の額

1 事業者につき、交付は1回限りです。

町内事業所又は店舗において、対象期間に事業者が支払った光熱費・燃料費の合計額に20%を乗じた額で、上限・対象期間は次のとおりです。

法人 **10** 万円（対象期間：確定申告した直近の事業年分）

個人事業主 **5** 万円（対象期間：令和5年1月から12月の1年間）



申請期間

令和6年5月1日（水）～令和6年11月29日（金）（必着）

申請方法等は裏面をご覧ください



申請に必要な書類

- (1) 補助金交付申請書（請求書）兼誓約書【様式第1号】
- (2) 補助金額算出表【様式第2号】
- (3) 法人：履歴事項証明書の写し
個人：マイナンバーカード又は運転免許証の写し
- (4) 交付対象経費が計上されている直近の確定申告書に係る書類
法人：確定申告書別表Ⅰ及び決算報告書の損益計算書又は収支計算書の写し
※法人にあって第1期の坂町物価高騰等中小企業支援緊急対策事業補助金の交付を受けているもので、直近の確定申告が決算時期等の関係で第1期と同様になる場合は、第1期で算定した期間以降で支払った経費が分かる内訳書も提出してください。
個人：確定申告書第Ⅰ表及び青色申告決算書又は収支内訳書の写し
- (5) 交付対象経費が確認できる内訳書、元帳等の写し
- (6) 振込先口座が確認できる書類
※金融機関、口座番号、口座名義等の記載があるもの
- (7) その他町長が必要と認める書類
※補助金の審査において、不明な点があったときは、別途書類を求める場合があります。



申請方法

申請書一式を坂町役場企画財政課に持参又は郵送してください。

提出先

〒731-4393

安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号

坂町役場（2階） 企画財政課（企画係）窓口

(注意事項) 補助金の交付を受けた後、要件に該当しない事実や不正等が明らかになった場合には、補助金を返還していただきます。



坂町総務部企画財政課（企画係）

☎082-820-1507

FAX 082-820-1522 E-mail sangyo@town.saka.lg.jp

ホームページ URL:

<https://www.town.saka.lg.jp/2023/09/25/坂町物価高騰等中小企業支援緊急対策事業補助金/>